
協働のまちづくり推進委員会

(仮称)守谷市自治基本条例 策定過程に関する資料

1 (仮称)守谷市自治基本条例制定の意義

自治基本条例の意義

- 社会経済情勢が変化しても変わらない普遍的な考え方を自治基本条例で示すことは、どの時代においてもまちづくりの主体が市民であることを明確にし、真の地方分権の実現に寄与します。
- 条例を検討する過程で、市民と自治体が将来の地域像や自治体のあり方について共に考える機会を持つことができます。

2 (仮称)守谷市自治基本条例制定の流れ(令和7年度)

(1)みんなで守谷の未来を紡ぐミーティングの開催

条例において、まちづくりの基本理念、住民参加や協働のあり方などを規定することを予定しているため、策定の前段階で、ミーティングを行い、市民の想いを広く聴きました。

NO	対象	実施日	参加人数
1	まちづくり協議会	8月2日(土)13時30分～	28
2	二十歳の記念式典実行委員会	8月23日(土)11時～	18
3	市内児童・生徒	8月26日(火)13時50分～	26
4	各分野組織	8月30日(土)10時～	21
5	無作為抽出の市民	9月15日(月)10時～	33

2 (仮称)守谷市自治基本条例制定の流れ(令和7年度)

(2)守谷市協働のまちづくり推進委員会 意見交換

①令和7年11月13日(木)13時30分～開催

自治基本条例について説明するとともに、これまでのミーティングの経過について報告し、意見交換を行いました。

②令和8年2月13日(金)13時30分～開催予定

(仮称)守谷市自治基本条例の意義や条文構成等について、意見交換を行う予定です。

守谷市協働のまちづくり推進委員会 委員

徳田太郎(学識経験者/会長)、林香織(学識経験者/江戸川大学教授)、天野風人(公募)、山口健一(公募)、小澤道子(団体)、須賀由美子(団体)、大山輝芳(事業者)、荒川かつ子(地域福祉)、松元敏博(自治会)、藤門幸彦(自治会)

2 (仮称)守谷市自治基本条例制定の流れ(令和7年度)

(3)みんなで守谷の未来を紡ぐMTG参加者と検討会

みんなで守谷の未来を紡ぐミーティングに参加いただいた市民126人(重複している方あり)に声掛けをし、(仮称)守谷市自治基本条例の前文(案)や条例構成等について、意見交換を行いました。

開催日：令和8年1月12日(月・祝)14時～16時

(4)守谷市自治基本条例策定に関する勉強会・考える会

上記検討会の参加者からの要望により、自治基本条例に関する学習、および名称・前文に関する意見交換を行う会を、計2回の予定で開催中です。

令和8年2月11日(水・祝)・14日(土)9時30分～12時30分

2 (仮称)守谷市自治基本条例制定の流れ(令和7年度)

(5)(仮称)守谷市自治基本条例条文の作成(職員)

上記検討会の結果を参考に、3月上旬までに、職員により、(仮称)守谷市自治基本条例の条文を作成します。

(6)議会全員協議会への報告

2月の全員協議会において、進捗状況等を報告します。

(7)有志による条例策定検討会の実施

みんなで守谷の未来を紡ぐミーティングに参加した市民と検討会の中から、さらに有志を募って、2回目の条例策定検討会を開催します。

開催予定日:令和8年3月22日(日)10時～正午

3 (仮称)守谷市自治基本条例制定の流れ(令和8年度)

(1)(仮称)守谷市自治基本条例(最終案)作成(職員)

検討会の結果を受け、4月中に条例最終案を作成します。

(2)パブリックコメントの実施

6月にパブリックコメントを実施します。

(3)(仮称)守谷市自治基本条例を9月定例会議会へ上程

(仮称)守谷市自治基本条例を9月定例会議会へ上程します。



令和8年10月制定を目指す

4 (仮称)守谷市自治基本条例の条例名・前文(案)

(仮称) みんなで守谷の未来を紡ぐ自治基本条例

守谷市は、市民一人ひとりの幸せと未来への希望を心から願い、この豊かな自然、歴史、伝統を継承しながら、「みんなで守谷の未来を紡いでいく」という協働の精神を礎としています。市内各地域の特色を生かし、市民の市政や地域活動への関わりを大切にし、将来、社会経済情勢が如何に変化しても揺るがない普遍的な価値観を共有し、未来社会の創造に邁進します。

その価値観とは、いかなる時代においてもまちづくりの主体は市民であるという確固たる信念、そして地方分権の推進と実現です。

市民と行政が対等なパートナーとして心を通わせ、信頼と共感のもとに手を取り合い協働します。さらに、透明性と説明責任を担保した市政運営を行うことで、市民が誇りと幸せを感じ、安心して暮らせる活力に満ちた地域社会を築き、市民一人ひとりが守谷市の未来を紡いでいくことができるよう、この条例を制定します。

5 (仮称)守谷市自治基本条例の構成(案)

第1章 総則

(目的)、(条例の位置付け)、(用語の定義)

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

(まちづくりの基本的な考え方)、(まちづくりの基本原則)

第3章 まちづくりの主体の役割等

(市民の権利・役割)、(議会の役割・責務)、(市長の役割・責務)

第4章 情報の共有

第5章 参加と協働の仕組み

第6章 市政運営

第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

第8章 条例の見直し

参考) 基本理念・基本原則に関して①

◆基本理念… まちづくりの基本的な考え方（何を実現するのか）

- ・ 市民憲章や当該条例の前文などと内容が重複することもあるため、特に規定しない自治体もある。
- ・ 県内自治体の例：

① 詳細に規定

第4条 まちづくりは、次の基本理念に基づいて進めます。

- (1) 誰もが安全に、安心して幸せに暮らせる住みよいまちをつくりまします。
- (2) 人と人とのつながりを大切にし、元気で思いやりと優しさに支えられたまちをつくりまします。
- (3) さまざまな産業と豊かな自然環境が調和し、にぎわいと潤いのあるまちをつくりまします。
- (4) 歴史、伝統、文化を引き継ぎ、未来に向かって豊かな人間性を育むまちをつくりまします。
- (5) 協働と交流で人の力を生かし、活力のある自立したまちをつくりまします。（ひたちなか市）

第4条 村民及び村は、次に掲げるまちづくりを推進するものとします。

- (1) 安全・安心して暮らせるまちづくり
- (2) 男女共同参画社会を実現するまちづくり
- (3) 未来を担う子どもたちの健全育成を図るためのまちづくり
- (4) 美しく住み良いまちを未来に継承するための環境に配慮したまちづくり（東海村）

② 簡潔に規定

第4条 市は、豊かな自然、歴史及び文化を大切にし、市民福祉の充実を図り、誇り得る地域社会を築けるよう、基本的人権を尊重し、市民等による自主的かつ主体的な活動に基づく市民自治によるまちづくりを推進するものとする。（古河市）

第4条 市民、議会及び執行機関は、市民福祉の向上を図るため、それぞれの役割と責務を果たし、協働によるまちづくりを推進するものとする。（龍ヶ崎市）

第4条 町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、それぞれの役割と責務等に基づき、協働によるまちづくりを推進します。（利根町）

③ 規定なし（小美玉市）（那珂市）

参考) 基本理念・基本原則に関して②

◆基本原則… まちづくりの具体的な進め方（何を大切にするのか）

・以下の原則を中心に規定する自治体が多い。

- ① 住民自治の原則：市民の参加を得て、市民の意思に基づいてまちづくりを行う。個人の尊重、相互平等、自主性の尊重など。
- ② 情報共有の原則：行政や議会が保有する情報を市民に公開・提供する。また、市民の情報を行政・議会・市民間で共有する。
- ③ 参加の原則：企画・立案、実施、評価の各段階で、市民が主体的に関与する。また、そのための機会や制度を保障する。
- ④ 協働の原則：行政、議会、市民が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な関係で協力しあう。
- ⑤ その他：補完性の原則（決定や自治はできるかぎり小さい単位でおこない、できないことのみをより大きな単位で補う）、地域理解の促進、人材の育成、合意形成の重視、環境との共生、持続的な発展、多様性の尊重、新時代への挑戦など。

・県内自治体の例：

	住民自治	情報共有	参加／参画	協働	その他	
小美玉市		○	○	○		
古河市		○	○	○		
那珂市		○		○	行政の説明責任	
ひたちなか市	自覚と責任			役割分担	市政運営の信託	合意形成
東海村	村民主体	○	○	○	補完性	
龍ヶ崎市		○	○	相互理解・信頼構築		
利根町		○	○	相互理解・信頼構築		

（付属資料）

勉強会・考える会での配布資料

1 自治基本条例とは？

- ✓ たとえば米国では、住民がホームルール・チャーター(自治憲章)という設立文書を制定して、自治体(地方政府)をつくる
 - ✓ 実は日本国憲法も、GHQ草案では、それに近い考え方が導入されていた
 - ✓ 第八十七条 首都地方、市及町ノ住民ハ彼等ノ財産、事務及政治ヲ処理シ並ニ国会ノ制定スル法律ノ範囲内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ作成スル権利ヲ奪ハルルコト無カルヘシ
- ✓ しかし、最終的には…
 - ✓ 第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
- ✓ その結果…
- ✓ 日本での「自治体のかたち」は、中央政府の法律(地方自治法など)によって大きく規定されることに

1 自治基本条例とは？

- ✓ 2000年の地方分権改革により、自治体は国と対等な「政府」に！
 - ✓ それぞれの自治体において、運営全体に関する理念、原則、制度を定める「自治基本条例」の策定が行われるように
 - ✓ とはいえ、地方自治法において、全国一律のルールが細かく書かれているため、「自治体のかたち」を大きく変えるものにはならない
 - ✓ しかし…
- ✓ 自治基本条例は、以下のような大きな意味を持っている
 - ✓ 自治＝まちづくりの基本原理(基本理念・基本原則)を定める
 - ✓ 各主体の役割(住民の権利や、議会・首長の義務など)を明確にする
 - ✓ 他の条例を体系化するとともに、政策の展開に指針を与える

2 自治基本条例は必要？

- ✓ 「当たり前のことしか書かれないのでは？」
 - ✓ 確かに「当たり前」のことしか書かれないかもしれないが、その「当たり前」のことを大切にするためにも、条例＝法規範とすることに意味がある
- ✓ 「つくっても何も変わらないのでは？」
 - ✓ 自治基本条例に照らして、情報公開、参加・協働のしくみがバージョンアップされる(はず)
 - ✓ 自治基本条例に照らして、既存の条例・規則・要綱等の見直しが行われる(はず)
 - ✓ 自治基本条例に照らして、業務の仕方の点検・改善が行われる(はず)

3 自治基本条例のつくり方は？

- ✓ 条例である以上、最終的には議会での議決が必要。
では、誰が主導し、誰が原案をつくる？
- ✓ A) 行政主導型：策定された条例のほとんどはこのパターン
 - ✓ ① 行政職員中心の検討会方式
 - ✓ ② 学識経験者や市民を交えた委員会方式
 - ✓ ③ 公募や無作為抽出市民によるワークショップ方式
- ✓ B) 市民主導型：議会での議決が得られないことも…
- ✓ 全国的に見て、A-②が最も多いと思われる。
(茨城県の状況…次頁)

3 自治基本条例のつくり方は？

- ✓ 小美玉市：策定委員会

識見を有する者5名、各種団体から推薦を受けた者10名、市民5名

- ✓ ひたちなか市：市民会議

市内の公共的団体や市民活動団体、市民ボランティアで構成

- ✓ 龍ヶ崎市：検討委員会

学識経験者5名、無作為抽出による市民10名、まちづくり市民会議委員5名

- ✓ 利根町：検討委員会

公募委員7名、町内各種団体4名、議会1名、行政職員1名、学識経験者3名

- ✓ 古河市・那珂市・東海村：ホームページ上では不明

4 自治基本条例の活かし方は？

- ✓ つくられた後、どのように「活かすか」が重要！
 - ✓ 多くの自治体で、「自治基本条例推進委員会」などのチェック機関を発足
 - ✓ 日常的に「自治基本条例に書いてあることと違うじゃないか」などと、職員等に指摘することも重要